

## 令和元年度7月鳥取県定例教育委員会

開催日時 令和元年7月17日(水)  
午前10時～午後0時

### 1 開 会

○山本教育長

皆様ご起立ください。ただいまから令和元年7月定例教育委員会を開会します。

### 2 日程説明

○山本教育長

それでは最初に、教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

○片山教育総務課長

本日は、議案2件、報告事項8件の合計10件となります。ご審議をお願いします。

### 3 一般報告

○山本教育長

それでは、私から一般報告をいたします。議会後、色々な会議等に出席を行っております。7月1日から教育委員会の公式ツイッターを始めまして、夢ひろばの発行回数が6回から2回に減ったことに伴って、情報発信を積極的にやっということと、双方向でやり取りが出来るようにということで始めております。今はまだフォロワーが100人ほどですので、これから少しずつ拡大を図っていく必要があるかなと思っています。

6月30日と7月7日には、採用試験の一次試験を実施しました。6月30日は、また例によって豪雨という情報もありまして、ずいぶん心配しましたが、早め早めにホームページで情報提供を行い、無事実施することができました。受験状況等については後ほど報告事項で詳細を報告させていただきたいと思っております。

7月1日には、中学校長会との教育懇談会でした。こちらは毎年行っておりますけれども、直接現場の校長方とやり取りができるということで、非常にこの会の有効性を認識しながら進めているところです。学校現場でも、学校長が集まってアンケートをして課題を吸い上げて、それに対して提言というかたちで、毎年、教育委員会に出させていただいておりますが、そうした今の進捗状況等を伺うことにしておりますし、併せて教職員の業務改善あるいは働き方改革についての意見交換を行ったところです。意識的には現場も我々も抱えている課題や目指している方向性は一致していますので、現場と一緒に課題解決に向けて取組んでいければと思います。

7月3日は、最近、世界レベルで活躍する高校生が増えておりまして、境港でセーリングのレーザー級の世界大会がありますが、今度7月19日からそのラジアルクラスという、少し帆がレギュラーよりも2割程小さい部門に境高等学校の選手が出場します。これまでの世界大会・国内大会のランキング、地元開催ということもあって出場が決まったという

ことですが、また活躍をしてもらえればと思いますし、また先般は鳥取西高等学校の生徒が、ハンガリーで行われます国際生物学オリンピックの日本代表として出場し、先日はバーモントに行った報告で来られたのですが、その他、鳥取西高等学校のチームが今度、国際観光甲子園に出るということで、これも全国で5校ほどの代表に選ばれて、色々な探求の取組の成果が出てきているのかなというところです。

7月12日、中四国高等学校PTA連合会大会が行われまして、1,500名ほど中四国から集まりました。知事も開会式に出ていただきまして、非常に盛り上がったところです。解剖学者の養老孟司先生の講演や、この中でも八頭高等学校の書道パフォーマンスであったり、岩美高等学校のジャズのオーケストラであったり、鳥取湖陵高等学校の吟詠、そうしたところでの活躍もありましたし、記念品は珍しく、これは境港総合技術高校の作ったマグロ等の缶詰を記念品で持って帰ってもらったりということで、非常に盛り上がったすばらしい大会になりました。これから夏休みに入りますが、今月は全国学力学習状況調査の結果が公表になる予定でもありますので、引き続き気を引き締めて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

#### 4 議事

##### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と鱸委員にお願いします。まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

##### ○森田次長

議案第1号の鳥取県立図書館協議会委員の任命については、人事異動に伴い新しい委員を任命するものです。

第2号の鳥取県立博物館協議会委員の任命については、8月で委員の任期が満了することに伴い改選するものです。よろしくをお願いします。

##### ○山本教育長

それでは、議案第1号、2号の審議に入りますが、説明のあったとおり両議案は人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。(賛同の声) それでは非公開で行うこととします。

**【議案第1号】** 鳥取県立図書館協議会委員の任命について (非公開)

**【議案第2号】** 鳥取県立博物館協議会委員の任命について (非公開)

#### 5 報告事項 (公開)

##### ○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア～オについて、説明してください。

【報告事項ア】教育委員会事務局人事について

○片山教育総務課長

博物館の学芸員について、美術課で欠員がありますので、募集をかけて試験を行い、7月1日付で採用いたしました。試験の経過等については、参考に掲げているとおりです。

【報告事項イ】令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験第一次選考試験の受験状況について

○國岡教育人材開発課長

実施内容、日程等は資料にありますが、小学校教員については、6月30日が小学校で、教育センターと大阪で実施しました。それ以外の校種については、7月7日鳥取市内を会場に実施したところです。

6月30日、小学校教諭ですが、鳥取会場と関西会場に分けてありますが、まず志願者数516に対して、第一次試験の対象者というのは、鳥取会場が204、関西会場が264です。合計が志願者数よりも少ないのは一次試験免除の受験者がいるからです。それに対して欠席者が左側にありますが、鳥取会場8、関西会場24ですので、鳥取会場は欠席率4.1%、関西会場は10.0%ということになります。昨年度は雨で流れたので、一次試験はやってないんですけども、一昨年度の欠席率は5.1%でした。ですので、一昨年5.1に対して今年が6.2ということは、比較的多くなかったのかなと見受けられますし、県外者が多い割には欠席者が多くなかったと考えられます。

7月7日の中学校教諭は、志願者数に対する欠席者の割合は7.9%でした。一昨年度が6.1%なので、若干多めです。高等学校の教員については、志願者数が246に対して、欠席20ということで、欠席率8.1%、一昨年が6.5%です。以上、各校種とも若干欠席率が高くなっていますが、その理由は県外の志願者が多かったため、日程が他の県とずれたことによって受験者としては増えたが、その分、欠席が高かったと考えております。以上のような状況です。

この後、一次の試験結果については8月9日を発表予定にしております。その後8月31日から9月8日まで二次試験をし、10月4日に最終的な発表をする予定です。

【報告事項ウ】平成31年度（令和元年度）鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について

○中田参事監兼小中学校課長

教科用図書の採択に関する事項の1から8までありますが、そのうち基準になる部分を中心に第1回目の審議会が、4月25日に行われたんですが、1・3・5・7・8という内容を了解していただき、答申のペーパーをいただきました。

4月25日から2回・3回・4回目に当たる審議会です。ここでこれまでの会を通して、小学校と中学校と特別支援学校の教科用の図書の資料について、いろいろ審議をしていたんですが、それをご覧いただいたの最終的な答申をいただきました。2番・4番・

6番ということになります。なお、後ろに付けております厚い資料が小学校・中学校・特別支援学校の資料となります。

今回は、小学校についてはまったく新しい教科書になるということで、たくさんの教科書を元に調査員が資料を作成して、それを元に審議をしていただいたこととなります。新しい教科書については、特徴としては、教科書の使い方だとか、それからどの教科も学習の進め方について最初に取り上げてあったりですとか、それから算数や、小学校の英語については、QRコードを使って動画で説明したり、音声の流れたり、そのようなものがありました。また新しい教科書というかたちになっておりました。

#### 【報告事項エ】夜間中学等調査研究に係る検討状況について

○中田参事監兼小中学校課長

今年度一回目の調査研究部会を7月3日に行いました。今回の部会の概要については、報告・意見聴取を中心に行った次第です。中間まとめについて、それから第三回、昨年度最後の概要についての説明等々を行いました。その次に追加の二次調査の結果についても報告をさせていただいております。昨年度末になりますが、各県内の適応指導教室により聞き取っていただいたり書面による回答を行った中身です。ちなみに、児童生徒の回答は24ありまして、「夜間中学に通ってみたい」が8名ありました。保護者は14名から回答がありまして、「通わせてみたい」が8名ありました。それから一番右側の欄は東部の通信制の私立の高校で調査していただいた中身です。これについては回答をしていただいた生徒や保護者についても、この夜間中学の対象になる方以外の方も含まれているということで、参考数値ということでご承知いただければと思います。高校に通っておられる子どもたちは既に中学校段階は過ぎていますが、もしあったらというようなことで答えておりますし、保護者についてもそのようになります。

また、適応指導教室も同じところがありまして、そこでは小中学生が答えてくれているわけですが、小中学生と高校生と、すべて丸ごと返ってきた回答ですので、校種等々には分けられないという状況です。40名「通ってみたい」という回答はありますが、この中には小学生も中学生も高校生も含まれているということで、ご承知いただければと思います。また、先進校の視察結果について、高知県と徳島県、令和3年度4月に開設予定で進めている両県に聞き取りを行って参りました。

部会の中身について、報告させていただきます。この度の協議は、新たなニーズ調査、プラス先進校の視察等々に含めまして、夜間中学を設置する場合についてということと、夜間中学を設置しない場合の対応策についての二つに絞って検討していただきました。

夜間中学を設置する場合の具体案については、今現在、市町村ではなかなか「自分のところが」というご意見はない状況ですので、入学対象者を全県に拡げることと考えると県立でということが話し合われました。それから、昼間の定時制というかたちをとる必要があるんじゃないか、また、訪問等を繰り返しながら関係性を築いていくような体制も必要ではないかというようなご意見もありました。学校の設置基準について調べてみましたが、中学校の設置基準に準ずるということで、中学校の設置基準を見ますと、教室、図書室、保健室、職員室があれば、体育館等々がなくてもいいということが書いてありましたので、

候補として考える部分はその辺りを含んで考えたらいいのではないかと。また、県立ということ为前提で話をすると、スクールバス等が必要ではないかということでしたが、現状としては、バス会社はかなりドライバー不足で、スクールバスについて苦しいという現状についても報告がありました。

次に、設置しない場合についても、子どもたちがきちんと学べる場というのは、夜間中学を設置しない場合でも保障していく必要があるのではないかということが大きな意見でした。そのためにICT、AI等を使った学びの場を設定したり、また、私立で意欲を持った子どもたちが集うような場、それから先生方も集うような場というの必要ではないかということもいただきました。

本年度の今後の動きですが、7月9日に、埼玉の川口市に委員と事務局で行って参りました。ここは、市長が「つくったらどうか」ということでスタートして、川口市は全国で三番目に外国人の方が多い所だということで、外国人の方のニーズというのがとても高いという状況にある所でした。その中で設置に向けて動いていかれました。場所としては、高校が統廃合によって空いている場所であるということで、生徒は77名で、外国の方が中心ですが、学び直しを希望される高齢者の方もおられました。86歳の方をはじめとして高齢者の方も数人おられましたし、また、20代の不登校だった方もおられました。やはり外国の方で学びたい意欲のある方というのは、学習中も意欲的に取り組んでおられるというお話も聞きました。また、状況として、鳥取県と川口市はまた違う状況にあるのかな、鳥取県としての在り方というのをきちんと今後考えていく必要があるなという話を委員方ともしたところです。

8月の下旬には、二回目の部会を持ちまして、事務局の提案をさせていただくということで、今回までを受けて、設置する場合、設置しない場合ということで、設置しない場合はまた私立で、何とか考えることができないかということも含めてご提案させていただきたいと思っておりますし、それを受けてまた教育委員方とも相談の場を設けていきたいと思っております。また10月には第三回の部会ということで、研究会での答申案を出したいと思っております。

#### 【報告事項オ】令和元年度第1回鳥取県立博物館協議会の概要について

##### ○田中理事監兼博物館長

博物館の協議会を6月18日に開催しましたので、その概要について報告いたします。議題としては、この協議会が博物館の様々な運営事業についてのご意見等をいただくといった場と位置付けていますので、まず主な意見ということで、博物館事業の実施状況について、昨年度の部分を含めて報告しました。それに対して、意見が出されました。企画展、たとえばここにニューヨーク・アートシーンは巡回展のようだが、他の巡回先での状況はどうかとか、あるいはオーディオガイドがアンケートの中で記載があったのですが、その辺りについてはどうかといったことで、丁度この開催した時期は、鳥取県の企画展が終了して和歌山県に移った直後だったものですから、まだちょっと入場の状況は十分分らないとか、オーディオガイドは色々なかたちで工夫はしてますけれども、この時にはちょっと準備ができていなかったというようなことがございました。その他、開催中の手塚治虫

のメッセージ展はタイトルが分かりやすく、メッセージが分かりやすいといったご意見をいただきました。逆に、この秋に予定している塩谷定好展については、もう少し分かりやすいタイトル、興味を引きやすいタイトルにしてはどうかといったこと、また、美術館整備の関係でやっている取組についてのご意見をいただいたところです。

それから、県立美術館整備の検討状況についてということで、そう多く質問はなかったのですが、一つ、事業者の選定の中で、公開プレゼンを行うといったことがあるけれども、具体的内容とか、県民は誰でも参加ができるのかといった質問がございました。この委員会でも説明を行っていることを同じようにお答えしております。どうしても企業秘密の部分があって、非公開でやらざるを得ない部分もありますが、県民参加ということをこれまで続けて参りましたので、工夫しながら進めるということで、今、審査会で取上げ方についてご議論いただいているといった説明をしたところです。

今年度から美術館整備の関係で、地域ネットワーク形成支援補助金という新しい支援制度、額は全体で40万円ですが、これを始めました。これは美術館の開設に向けて、地域の色々な方々に関わっていただくための地域での活動を少しでも支援していこうということで設けた補助金です。今回、申請は6件ございまして、そのうちの4件、協議会で議論して適当だろうということで認めていただき採択しているものです。番号の1・2・3は倉吉市を中心にして活動される団体が行われているものでありますし、4つ目の鳥取芸術実行委員会は元々、鳥取芸術祭というのがあり、そこに関わった方々がウェブマガジンを発行するというかたちでやっておられます。その関係を特に美術館に焦点を当てて様々なことを行うという提案がございまして、これらの活動で県民とともにつくる美術館の実現を進めていきたいと思っているところです。

○山本教育長

それでは、報告事項アからオについて、委員方から質問がありましたらお願いします。

○中島委員

新規採用の学芸員の経歴というのは、こういう時はお示しいただけますか。

○田中理事監兼博物館長

大学卒業後ですが、実はこの方、教員免許も持っておられて、鳥取県内の高等学校で非常勤講師をした経験があり、また、採用試験を受けた段階では、他県の県立美術館のアシスタントティーチャーのようなかたちで、いわば教育普及を担当している業務をしておられた方です。

学芸の部分と教育普及の部分をつないでくれることを期待できるかなといったことです。前任の学芸員が近世以降の日本画の担当ですので、その分野については色々な論文や審査でも、十分なレベルのものを持っておりまして、その辺りを期待しているところです。

○中島委員

採用試験は比較的、もう少し欠席者が出たら嫌だなと思っていたのですが、とりあえず

一次試験はよかったです。むしろ二次試験のほうが欠席者は出やすいのでしょうか。

○國岡教育人材開発課長

他県と複数合格したという可能性や、今度は鳥取県に来なければいけないので、二次試験についてはそれが面倒で、ということもあるかもしれません。

○中島委員

交通費もかかりますしね。

○足羽教育次長

関西会場には行きましたが、受験生は非常に真摯な姿勢で一生懸命でした。鳥取会場含め一次試験は今のところ大きなトラブルなく、次に向けて進めております。

○中島委員

鳥取県の教育や環境のアピールのようなことは、試験会場でも少しはされたんですか。

○足羽教育次長

はい、試験が終わった後に鳥取会場でもやります。関西会場では私が受験生に対して、しばらく「鳥取とは」について、それから、皆さんとのご縁がということを想いも込めて話をさせていただきました。鳥取はこんな取組をしますよというのを紹介しながらPRをしてきました。

○中島委員

ちゃんと話をするというのは、やはりいいですよ。

○山本教育長

これから未体験ゾーンですので。高知県が先例のような格好でやっていますので、そこも参考にしながら、歩留まりとかその辺りを少し見計らいながら進めていく必要があるかなと思います。

○中島委員

選定審議会について、内容はまったく異論ないのですが、このプロセス事態も教育の民主化とか、色々な意味での公正さの確保という意味で、欠くべからざるプロセスだろうなと思うのですが、逆に審議会委員の皆さんにとっては、非常に専門性が高いというか、なかなか正直意見を言いづらい、意見が出づらい場でもないのかなとも思うのですが、その辺りのことはどうなんでしょうか。審議会委員の皆さんのご負担というか、ご参加の様子というのは。

○中田参事監兼小中学校課長

毎回皆さんほとんど欠席なく、出席いただいております。中身の審議については、調

査員という方がおられまして、その方々が教科書をじっくり見て調査書を作られまして、審議委員の方々はそれを見られるとともに、配られた教科書を見て、それを基に意見を持って毎回集まっていたいております。大きく変更するような最後のまとめの会ではそういう話はないのですが、しっかりそれぞれのご担当の部分につきましては見ていただいて、修正部分についても、話をさせていただきます。かなりの負担にはなっているだろうと思うのですが、真摯に努めていただいております。

#### ○鱸委員

教科書全般に関してなのですが、三つほど確認しておきたいことがあるのでお聞きします。最近、通常の本、雑誌にしても必ずQRコードというものがありますね。教科書ですから、様々なご家庭の子どもさんが教科書を使われる。昔は基本的にはベースになるものがあって、ベースの教科書に参考となる副読本のようなものがあって、小学生はそれらを合わせて学校で習ったことを復習などしていたのですが、このQRコードに発展していくと、限りなく色々な情報が入ってくるということになる。少し経済的に厳しいご家庭の中で、例えば帰って復習するということにおいて心配なのは格差がつきそうな、また、子どもなりの複雑な気持ちが出てきそうな気がするんですが、この辺りの配慮はどうなのでしょう。

#### ○中田参事監兼小中学校課長

今回QRコードが入ってきましたが、家庭学習については、これまでも色々な教材として買ったりだとか、そういうことは引き続きやっていく必要があるんじゃないかと思っております。参考になるものとして、QRコードは付いているんですけど、これは学校でも授業の中で見ることは十分可能だと思いますし、学校の中で取り扱っていきながら、余分なものがあれば、家で進むことができるというような考え方になるのかなと思っております。従来の宿題はこれまでどおり学校でも取り組んでいかれるんじゃないかと思っております。

#### ○鱸委員

ICTにしても英会話にしても、見ると外部のどこに連結していくんだろうかというほど、たくさん情報が出てきますよね。そういう時に、学校の現場として子どもの気持ちが、例えばQRコード先について話題が出たときに、ついていけない子が出ますよね。そういうことが影響しないかどうかは、やはり今後注意する必要があるかなと思われましたので、ご質問しました。

それから、特別支援学級における資料が非常に薄くて、これは結局、特別支援学級の基本となるベースの教科書は、この厚い方の中であって、それ以外にいわゆる学級としての特性に関わる教材が、ここにプラスされたということよろしいですか。

#### ○山本特別支援教育課長

今回は特別支援学校・特別支援学級については、追加になった分ですので、これまでも何十冊かありまして、新たにということで、この10冊が今回追加になったわけです。そ



のようにご理解いただければと思います。

○鱸委員

今回、大部分は選定の対象ではないということですか。

○山本特別支援教育課長

はい。これまで100冊とかありまして、今回また英語等ができましたので、これを新たに追加するというので100冊が110冊になったということで選んでいただくということですか。

○若原委員

夜間中学について質問していいですか。夜間中学を設置しないと既に決定しているような県というのはありますか。

○中田参事監兼小中学校課長

全国で一つは設置ということで、これは義務になっていますので、設置しないというのは今のところは、検討しているところです。

○若原委員

では、検討中ということでもいいですね。

○中田参事監兼小中学校課長

ちなみに中国地方の他県の状況についても調べてみましたが、島根県はこのような部会を開くかどうかということは今検討しているという内容でしたし、岡山県については、新聞に出ていましたが、今、自主夜間中学というものが行われていて、ニーズ調査について再度する必要があるのかなという段階です。山口県は、市町村に夜間中学の必要性について聞いてみたところ、「今は必要ない」という回答が市町村から上がってきたので、今のところは設置する方向での動きはまだないということでした。いずれにしても、一つは設置するような努力義務となっていますので、全国的にまだのところは検討はしていかれると思います。

○中島委員

努力義務というのは、文言的にはどう書いてあるのですか。

○中田参事監兼小中学校課長

全都道府県の地方公共団体に一つ設置するように、というようなことです。

○中島委員

何という法律なんですか。

○足羽教育次長

学習の機会均等の法律の中で、閣議決定されたものです。

○中島委員

学習の機会均等をする法律ですか。これは雰囲気としては、特に本県だと現実的には、やはりつくるといふ方向にはならないんじゃないかという雰囲気が少なくとも私の印象としては強いかなと思うんですね。不登校のお子さんに対しての対応は別に考えると。だから、夜間中学というかたちをとらなくても、そもそも不登校のお子さんたちに対することというのは考えなきゃいけないことだし、あえて殊更に夜間中学という形態をとって対応しなければいけない事象というのは、本県には正直に言って川口市と比べてときに、そんなにないんじゃないかなというのが、正直な感覚じゃないかと思うんですね。その中で、これはでも、努力義務と書いてあるからということ、じゃあやっぱりそれでも開設ありきということを進めていくのか、「いや、でも本県としては、とりあえずは、例えば5年後に見直しをするかもしれないけれども、とりあえず設置しない」みたいな感じの選択肢もあるのかということ、ちょっとある程度、設置しない、ということも睨みながら進めていかないと、どうも少し現場感と法律との間でのジレンマというか、そういう状況になってしまうのかなという感じがしてきています。

○山本教育長

学習の機会を保障していくという理念をどう実現していくかの中で、もともとあった夜間中学という制度が活用できるのではないかという発想で、これを使っていこうということで、各県一つつくっていこうではないかという方針になってきているので、大本の理念は、むしろ夜間中学をつくるということよりは、学習機会を保障していくということにあるので、鳥取県として、どういう手法がそれにより理念に近いかたちで保障できるのかという、そういうアプローチの仕方はあるんだと思っております。都市部だと一ヶ所につくれば周辺から入学者が来ますが、鳥取県では例えば鳥取市につくれば、中部、西部はどうするのだという話がすぐ出てきます。それぞれの地域につくるのか、それにしても郡部の方々はどうするのかといったこともあります。

○中島委員

そうすると結局は、じゃあ事実上、不登校の子たちや既卒の子たちの対応ということであれば、現実的には「来る」ということを考えると、適応指導教室等をその時間帯を拡充させていくようなことのほうが現実的じゃないかと、議論が段々スライドしてくるんだと思うのです。そこら辺りのハンドリングをうまくしていただけたらいいんじゃないかなと思います。

○足羽教育次長

申しました川口市も不登校の中学生は対象にしないということを明確に。それは最後の砦になってしまう、二重在籍にしてもいけないし、ここに来れなかったらもう行く場所がないという状況になるという考えから、この対象にはしないと明確に定めておられますの

で、要するにそれ以外のニーズがある。先ほどあったように86歳の高齢の方もあれば、二時間かけて通ってくるという生徒もある。

○中島委員

川口市の外からも来るということですか。

○足羽教育次長

外からの受け入れは可能にしている、ということでした。

○中島委員

外国の方が3万人もいるということだと、やはりそうなりますかね。

○中田参事監兼小中学校課長

先ほどの法律についてですが、28年12月に「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」が出されまして、29年3月に文科省から少なくとも各都道府県に一つは夜間中学が設置されるよう、その設置を促進するという基本方針が出されています。各県に一つというのが文科省の基本方針となっております。

○鱸委員

外国籍を持った方の言語指導等を考える時に、川口市に相当する所は、市のGDPといえますか、そういうデータはこんな所なのでしょうね。つまりある程度、市に力があるということ、それから伸びていくところはどうしても夜間中学はできやすいかなと思ったりもするのですが、鳥取市の場合は、この間データを見たら、市のGDPは段々下がっている。ということは、外国人を必要とする企業や、人口が少なくなっているから介護等でも、意外と鳥取県は自前でできるので、意外と観光以外はどうかなのだろうかという見通しが少しあるんですね。やはり、市のGDPが動いて右肩上がりになっている所は、おそらく夜間中学は必要とされるような背景になっている。これは不登校は別にして、単純に識字率を上げるというか、外国の方でもやはり言葉を話したり字を書く等、生活する地域の中でそういった必要性があるというところはおそらく、市の財務の背景も上り坂のところではないかと思うので、それに合わせて鳥取県の見通しということを考えて時に、少しやはり、こういう必要性というのは別のパターンでつくって、鳥取県の必要性というのは別にしたほうがいいんじゃないかなという印象を受けました。

○佐伯委員

私も、学びの場の保障ということを考えてときに、鳥取県の場合は不登校で学校に通うことの難しい子どもたちの学びをどう保障するのかということ、すごく大きな問題だとは思っていますが、そのこととこの夜間中学の関係というのは、先ほどお話された川口市の場合のこともそうですけども、ちょっとそぐわない、違うのかなと思いました。県一つできたところで、とても通えないという子どもたちがほとんどだと思います。それぞれ個々の事情があるし、人間関係のことなどもあったりするので、アンケート等を行えば、

やはり「通ってみたい」とか「通わせたい」とか、色々な機会をできるだけほしい、求めているというのは実際よく分かるんですけども、仮に県内にもし一つだとすれば、かなり難しいなということは感じます。「試しに何回か開設してみて、どれくらい子どもたちが集まるのかやってみたら」という意見がどこかに載っていましたが、そういったことも含めて、このアンケートだけでは、なかなか決定できないんじゃないかということを感じています。色々なご意見がありますし、それをまとめていくのは難しいと思っています。

○若原委員

夜間中学等がという、「等」というのは、中学校でなくてもそれに代わる機能が果たせるような体制がつくられればいいということになりますか。

○足羽教育次長

そういう解釈ではありませんでした。「夜間」の部分が夜でなくてもいいというような中間的な部分がかかってもという。

○若原委員

通信制などでしょうか。

○足羽教育次長

いえ、あくまでも中学校で学ぶ9教科の学びが必要であることや、規定では3年が、3年が5年でもいいけれどもというような特例もあるようですけども、そこは中学校設置ということで、「等」というのはその時間的な部分を指すのではないかと思うんです。文科省の方はそういうような見解を言っておられました。

○若原委員

そうですね。鳥取県の場合は、やはり不登校の生徒あるいは不登校だった既卒者を対象とするということになると、中学校を県に一校つくって対応するというよりは、中学校以外のかたちで何か対応できる方向を考えたほうが良いように思うのですが、案をつくる場合に、設置する場合、設置しない場合の2案を、今つくっておられるようにお聞きしましたが。

○足羽委員

努力義務というところをどれだけ重んじるかという、それが各県の状況が様々違う。

○若原委員

設置義務でなく、努力義務ですね。

○足羽教育次長

はい。ただ、例えばつくらない場合でも、こういう対応をしていくという考え方をきちんと整理していくことが必要かなとは思っております。同じような環境にある高知県、徳

鳥取県が踏み込んだというところを一つの参考にしながら。でも、鳥取の状況を見たときには、今現在どこという場所的なものも想定されにくいということ。今回の検討会では、具体的に米子白鳳高等学校、鳥取緑風高等学校、この施設がうまく使えないかということまでも踏み込んで検討しましたが、どちらも現時点では使えない、教室が空いていないということで、そこに併設するとすれば新しい校舎を建てるが必要になってくるだろうし、場所的に交通の便がいいようなところは考えられないか、色々と検討したのですが、なかなかそれも難しいというのが現状だということ踏まえた、具体的にどうしていくかということ今回議論いただいて、次回それらを含めた提案をしてご意見を伺ってみようということですので、今回こうして報告させていただいて、こうして委員方からいただいたご意見を踏まえて、事務局案を整理していきたいと思っています。

#### ○佐藤委員

中学校独自の、中学校としての特色といいますか、9教科を習得するという目的と少し外れるかもしれないですが、識字学級というものが鳥取県東部にありまして、主旨目的は多少違うとは思いますが、文字を獲得するとか、社会で生きる力を付けるとか、そういったところではすごく有効な場所ではないかなと考えます。そうしたところの再活用、そこを広げて充実させて、再活用するのはできないだろうか少し思いました。中学校とはちょっと違う棲み分けをしっかりとしないといけないかなと思うのですが、今色々な意見を聞いて、中学校が必要なかもしれませんが、海外から来られた方たちの子どもさんは何とか学校で対応していただけたらと思うのですが、保護者方の世代は文章をもらってきても読めないとか、そういったことで、うまく子育てに関わっていけないということが発生してくるんじゃないかと思えます。そうした方たちに対応するというのも、一つ、この夜間中学というところで議論すべきかどうかは分からないですが、あるような気がすると思いました。

#### ○中田参事監兼小中学校課長

外国の方の日本語の獲得のための取組みというのは、国際交流財団が東部・中部・西部にありまして、そちらのほうでもしっかり対応はしていただいておりますので、昨日ニュースにも出ていましたが、西部と中部でテレビ会議ができて、ベトナム語が話せる方が中部におられて、西部におられないので、そういう具体的な取組みというのが、県でも進めておられるということです。今たくさんお話をいただいたのですが、アンケートについても、なかなか難しい部分があります。例えば、米子白鳳高等学校や鳥取緑風高等学校に通う子どもたちにも、「夜間中学がもしあったとしたら、どうかな」と聞いてみたらとどうかというご意見もいただいたりしましたが、校長先生と相談してみますと、難しい部分があるというようなことを言っておられました。自分の中学校までの状況と向き合うということもあって、なかなかそういうアンケートも難しいというようなことで、このアンケートをとって更に深めていくというのは結構難しい部分はあるのかなと思います。また、法律にも、やはり一番大切なのは就学の機会、学ぶ機会というのがしっかり必要だとなりますので、つくる場合、つくらない場合、それぞれメリット・デメリットがあると思いますので、もしつくらないという場合にも学校に行くことが難しい子どもたちに手当てができ

るかということも、しっかり検討しながら考える必要があるのかなと思っておりますし、委員方も、そこは一番心配しておられます。

○中島委員

法律を見ると、不登校の子どもたちへの対応ということが、結構強く出ているんですね。意外と強い。主なトーンはそこですね。

○佐伯委員

私の経験の中で話をすれば、鳥取緑風高等学校や米子白鳳高等学校等につながっている子どもたちは、そこで中学校段階のことも含めた学び直しの部分があって、そこで前向きに取り組んでおられて、だからそこでまたわざわざ夜間中学に行ってみるかということにはならず、今つながっている昼間部や夜間部の高校や通信制で力を付けていって、高校を卒業できれば、次にまた開けていくのだなと思っています。

中学生で今学校に行くことが難しい方は、どこか学びの場につなげられたらいいなと思うのですが、でもそれはこれを読んでいたら、また籍を移したりする難しさもあると書いてあったので、なかなかそこがハードルが高くなる。地域からも出ていくかたちになりますし、不登校の子どもたちの、特に中学校段階にどう対応していくのかということ、少し考えていかないといけないなと思います。それがイコール夜間中学ということにはまだ少し向かないのかなと、個人的には感じています。

○足羽教育次長

市町村との関係もありますので、中学生をそのままということは本当に市町村とのバランスや役割分担もしっかり考えていかないといけない。中学生であればその学校だなどということも、簡単な話では通える、通えないということも、おっしゃるとおりだと思います。

○中島委員

総則を読んだ感じだと、もはやご高齢で義務教育は受けられなかったような方は、あまり射程に入っていない感じですね。不登校と外国籍の方は確かに射程に入っていますね。

○若原委員

昔、自主夜間中学ができたころとは、今状況が全然違いますからね。

○鱸委員

夜間中学をされているところは、例えば不登校のお子さんが勉強する教室の雰囲気というか、教師からすると気をつけていないといけない配慮と、外国籍の保護者の方が集まって言語指導するという雰囲気とはまったく別なんですね。クラスもやはり別々になっているのでしょうか。実際はどうなのでしょう。

○足羽教育次長

全国で夜間中学で不登校を対象に受け入れを行っているのは京都しかありませんので、これはまったく別です。時間帯をずらして不登校の生徒さん方と外国籍の方が、週に一、二時間交流できる実習、音楽、家庭科等で、世代を隔てた交流で心を開いていくという取組みをしつつですけども、普通の授業はまったく別々です。指導者も非常に神経を使います。なかなか学校に行くことが難しい生徒が、学校に頑張って来ているので、全国にはここしかありません。あとの広島県にしても、東京都にしても、みんな外国籍の方が対象になっています。尼崎にも行きましたが、不登校生は対象外と明確にしておられるのがほとんどです。今回お邪魔した川口市も30数年の自主夜間中学の歴史、ずっと公立でつくってほしいという声が市民から上がってきていた、それを市長さんが「うん」と一言受けたというような背景・歴史もある。今は仮校舎ですが、新校舎は今建築中で10億円だそうです。国の補助が5億円で出来るそうで、それも議会で通っている。これは市長の決断で、教育委員会に行きなさいということで動いていらっしゃるようです。

○中島委員

ソーシャルインクルージョン的な外国の方等にも、どうやってコミュニティの中に入ってもらおうかということを考えたときに、学校ってすごい大事ですもんね。皆が話し合う土台というのが学校を通じてつくられるということになるから。川口市は鳥取県の人口と同じぐらいなんですね。59万人の中の3万人、20人に一人ですか。工業地帯でキューポラのある町でしたね。

○中田参事監兼小中学校課長

前のオリンピックの聖火台をつくってましたね。

○足羽教育次長

他市町からの受け入れもしておられるということですが、補助金というか、協力金のよなものはどうするのかという難しさがあると言っておられました。

○中島委員

やはり行政としての目的が、川口市に夜間中学を設置する目的と、本県において夜間中学において対応しようとする目的が、明らかに川口市のほうが広いというか、要するに教育施策だけが対象ではない目的を持って夜間中学が設置されていると感じますね。法律を見ると、夜間中学という言葉はどこにも出てきていないですが、どうですか。これはそもそも、何でなんでしょう。不思議な感じがしてきました。例えば、適応指導教室的な場所で夜だったら来られるという子どもたちのために、教育の機会をサービス提供の時間を拡大しましょうということだったら、割と自然に読めるのだけど。

○若原委員

法律とは別に、基本指針というのがあるのですか。

○中田参事監兼小中学校課長

基本指針においてはということで。

○山本教育長

夜間等において授業を行う学校という表現で、夜間中学ということでは。

○中島委員

そうそう、中学じゃないんですね。段々読んでみると、中学じゃなくてもいいような気がしてきますね。この法律に基づいて行くと、国からの補助金が出やすいみたいなことはあるのですか。

○山本教育長

そうですね。はい、それはあります。

○中島委員

最終的に両論併記のような感じで意見を返していただいて、ここで判断するのですか。

○山本教育長

そうですね。

○中島委員

それが今年度内に判断するということになる。

○山本教育長

はい、そうなります。他にはいかがでしょうか。

○中島委員

博物館協議会ですが、「ニューヨーク・アートシーンは巡回展のようだが、他の巡回先での来館状況はどうか」というのは、これはどういうご質問だったのですか。

○田中理事監兼博物館長

「巡回先で人気があってお客さんが入っていますか、どうですか」という意味です。

○中島委員

鳥取県では大変人気があったという印象ですが。

○田中理事監兼博物館長

現代美術の類いで五千人を超えるような来館者というのは、ちょっと長らくなかなかないことで、反響はあったと理解しています。この後、和歌山県、徳島県、埼玉県の近代美術館に回っていきます。多少作品の入れ替えもしますし、それなりに人が集まるんじゃないかなと思っております。若い世代の入館が多かったですね。



○中島委員

やはり見たことあると思った方が多かったのではないですか。マリリン・モンローとか。

○田中理事監兼博物館長

名前を聞いたことのある作家や作品等がかなり出ていました。

○佐藤委員

お子さん連れで入れるようにされたのもよかったですね。

○田中理事監兼博物館長

木曜日の午前中は、中で子どもたちが声を出して喋ってもいいというようにしました。

○中島委員

関連のレクチャーなども非常によかったんじゃないですか。神戸大学の先生の話も大変よかったです。

○田中理事監兼博物館長

助教授の方ですね。

○中島委員

あれなどはすごくいいレクチャーだったですね。

○山本教育長

ニューヨーク・アートシーンには、学校からの参加というのはどうでしたか。

○田中理事監兼博物館長

そんなに意識したわけではありませんが、学年や学級単位での来館というのはありましたし、鳥取西高等学校辺りは、一つの学年全員が入れ替わりで来てくれました。それは必ずしも美術の授業というわけではなく、国語科の授業で作品を見て議論するというものです。鳥取西高等学校は去年あたりからそういったことを、話をしているわけではありませんが始めておられます。

○佐伯委員

近くていいですね。恵まれていますね。

○田中理事監兼博物館長

久松小学校も最近たくさん使ってくれるようになりました。

○山本教育長

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。(同意の声)

それでは、残りの報告事項については、時間の都合により説明を省略することとしたいと思います。よろしいでしょうか。(同意の声) それでは、報告事項を終わります。

その他、委員方から何かありましたら、発言をお願いします。

○中島委員

最近、高等学校の演劇部の先生から、子どもたちが書いた台本について、それが著作権的に知的所有権的に問題がないかや、そういった引用等について、ご質問を受けたりしたりしました。学校の先生方が知的所有権に限らず、法律的なアドバイスを必要とされる時に、どのくらい回路が容易に使えるものなのかということ、多忙化等の問題や色々と難しいケースもある中で、なるべく自分で悩まずに、専門家のアドバイスを受けられるということが必要だろうなと思っているのですけれど、こと法律ということに関しては、どういう状況にあるのかを少し、もし今お教えいただけたらと思います。また後日でもいいですが。

○片山教育総務課長

色々な揉め事等の関係については、弁護士と契約しており、相談できるような体制を取っております。

○中島委員

それは学校の先生方、現場的には結構使いやすいのですか。

○片山教育総務課長

かなり使っていただいています。特に県立学校では。

○中島委員

使っているのは県立学校だけでしょうか。市町村立学校はどのようになっていますか。

○片山教育総務課長

県立学校と同じように、相談してもらっていいですよということは周知はしてもらっています。市町村立学校はそんなに件数はないですが、県立学校は多いです。先ほどのような悩みはあるかもしれません。

○中島委員

そうすると法律も専門分野がかなりあって、鳥取の弁護士の方は割とオールラウンドでおやりになる方が多くて、少し専門性の高い部分になると、やはりそういったご専門の方でないと、というケースもまま出てくるのかなと思うのですが、そういう場合というのはどうなんでしょうか。対応の仕方はあるのでしょうか。

○田中理事監兼博物館長

著作権は文化庁が所管していて、文化財課で著作権セミナー等を開催しています。ただ、学校では様々に利用する二次要素があって、かなり制限が緩いというか、文化財課を通じて文化庁に相談を行っています。

○中島委員

そういった回路があればいいのですけど。

○片山教育総務課長

教育委員会として、ちょっと知事部局に聞くことは可能かと思います。

○中島委員

先生方がちょっと悩まれたりした場合に、正直なかなか本を読んでも分かんないんですよ。一般論は分かっても、この一般論はこのケースに照らしてどうかは、やっぱり分からないので、だから先生方が困ったときはこうすればいいんだなという認識を持っていただければいいんだろうなと思います。

○國岡教育人材開発課長

管理職でしたら認識を持ちやすいですけども、実際のところ、教員個人ではなかなか簡単には認識を持ちにくいと思います。

○島田社会教育課長

著作権センターみたいなものが国にあります。当課が作成したプリントについても、よく困ることがあるので、それで問合わせたりもしています。そこに問合わせるというのも手です。一般の方からの問合わせもできますから。

○山本教育長

そういったところが手軽かもしれませんね。

○中島委員

とりあえず、どこかにつながれば。一回つながってしまえばいいと思うので。では、演劇部の顧問の先生等にそういったことが伝わればいいということですね。

○足羽教育次長

教材等もそうで、市販されているものを、勝手にどんどんコピーして教材として使うのはだめだということになっていますが、つつい使いがちなところがあったりします。ですので、これはだめだということを一時お知らせしたことがあったんですけど、その時に相談は「ここにかければいい」というところまではいかなかったですが、その件と併せて著作権法に抵触しないような教材の扱い、あるいは試験問題の作り方などは気をつけなければいけない視点の一つかなと思います。

○中島委員

分かりました。

○山本教育長

その他、いかがですか。よろしいでしょうか。(同意の声)

それでは、以上で本日の定例教育委員会を終了します。次回は8月8日午前10時から開催したいと思います。いかがでしょうか。(同意の声) それでは、そのように決定したいと思います。これで、本日の定例教育委員会は終了します。